様式

委員会規則第３条第１項に基づく届出書

令和2年9月23日

口中

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○知事　　●市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	新宿区
4. 届出番号	58
5. 独自利用事務の事例番号	9-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/kikaku01_002194.html

執行機関名　新宿区長

小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童育成手当の支給、ひとり親家庭等の医療費の助成その他の子ども・子育て支援に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条別表区長の項第5号 児童育成手当の支給、ひとり親家庭等の医療費の助成その他の子ども・子育て支援に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第一条	新宿区小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱　第1
⑥事務の趣旨又は目的	第一条　すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。 2　すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第1　小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業(以下「事業」という。)は、児童福祉法施行細則(昭和41年東京都規則第169号)第6条第2項の対象となっている者(以下、「小児慢性特定疾病児童等」という。)に対し、特殊寝台等の日常生活用具(以下「用具」という。)を給付すること(以下「給付」という。)により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		新宿区小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱 新宿区小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業取扱要領